平成２３年（フ）第８３０号
札幌市白石区栄通１丁目８番10―205号
債務者　清水　滋子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９１２号
札幌市清田区真栄１条２丁目９番18号　コスモハイツＣ―201号
債務者　山室　明子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９５１号
札幌市北区新琴似２条１丁目１番６号　アヴニールⅡ102号
債務者　中居麻衣子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９５６号
札幌市中央区南13条西１丁目２番16―306号
債務者　齋藤　大介
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９８０号
札幌市白石区東札幌５条６丁目４番１―101号
債務者　横田　英生
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９８１号
札幌市白石区東札幌５条６丁目４番１―101号
債務者　横田美智子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５号
北海道枝幸郡枝幸町北栄町1473番地１
債務者　中西　　俊
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２３年（フ）第１２０号
群馬県富岡市下高瀬206番地　メゾン高瀬103
債務者　黛　　真也
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１３８号
群馬県高崎市歌川町20番地　ビューパレー高崎歌川206号
債務者　花岡　政樹
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１４０号
群馬県藤岡市下戸塚385番地
債務者　黒澤　友子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１４４号
群馬県安中市松井田町八城1000番地１
債務者　武井　利幸
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１６０号
埼玉県所沢市緑町４丁目41番21号
債務者　水野　公二
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２００号
埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1508番地２　県営鶴ヶ島すねおり団地３―504号
債務者　川村　公枝
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２１０号
埼玉県川越市岸町１丁目31番地32
債務者　小林　　修
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２４１号
埼玉県入間郡毛呂山町中央３丁目43番地18
アトリオＡ―101号
債務者　細田　亮一
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２６２号
埼玉県所沢市美原町５丁目2356番地の６　エステートピア美原103、前住所埼玉県所沢市西所沢１丁目12番８号
債務者　北田　正男
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２６３号
埼玉県所沢市美原町５丁目2356番地の６　エステートピア美原103、前住所埼玉県所沢市西所沢１丁目12番８号
債務者　北田美佐子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部